

**日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定
する許可の基準への適合について**

原規規発第 2209292 号
令和 4 年 9 月 2 9 日
原子力規制委員会

令和 3 年 4 月 2 8 日付け 2 0 2 1 再計発第 6 6 号（令和 4 年 7 月 2 5 日付け 2 0 2 2 再計発第 1 1 3 号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）第 5 1 条の 5 第 1 項の規定に基づき提出された再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に対する同条第 3 項において準用する法第 5 1 条の 3 各号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第 5 1 条の 3 第 1 号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

2. 法第 5 1 条の 3 第 1 号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達が発生しないこと、また、事業遂行のための資金調達等については従来どおりで変更がないことから、申請者には本件事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。

3. 法第 5 1 条の 3 第 2 号

添付のとおり、本件申請に係る廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

4. 法第 5 1 条の 3 第 3 号

本件申請については、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第 5 1 条の 2 第 3 項第 7 号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

【添付】

**日本原燃株式会社再処理事業所に
おける廃棄物管理の事業の変更許可
申請書に関する審査書**

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律第51条の3第1号（技術的能力に係るもの）及
び第2号関連）

令和4年9月29日

原子力規制委員会

目次

| | | |
|-----|-------------------------------|---|
| I | はじめに..... | 1 |
| II | 変更の内容..... | 3 |
| III | 廃棄物管理の事業を適確に遂行するための技術的能力..... | 4 |
| IV | 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備..... | 5 |
| V | 審査結果..... | 8 |

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の5第1項の規定に基づいて、日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）が原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）に提出した「再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書」（令和3年4月28日申請、令和4年7月25日補正。以下「本申請」という。）の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果をとりまとめたものである。

- (1) 原子炉等規制法第51条の5第3項の規定により準用する同法第51条の3第1号の規定（廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。）のうち、技術的能力に係る規定
- (2) 同条第2号の規定（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）

なお、原子炉等規制法第51条の3第1号の規定のうち、経理的基礎に係る規定及び同条第3号の規定（同法第51条の2第3項第7号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。）に関する審査結果は、別途取りまとめる。

2. 判断基準及び審査方針

本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

- (1) 原子炉等規制法第51条の3第1号の規定のうち、技術的能力に係る規定に関する審査においては、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」（平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。）
- (2) 同条第2号の規定に関する審査においては、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第31号。以下「事業許可基準規則」という。）及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原管廃発第13112710号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））

3. 本審査書の構成

「Ⅲ 廃棄物管理の事業を適確に遂行するための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備」には、事業許可基準規則の規定への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り事業許可基準規則のものである。

Ⅱ 変更の内容

申請者は、本廃棄物管理施設の管理区域で発生する布、フィルタ等の放射性廃棄物をドラム缶等に封入した上で保管廃棄するため、令和2年7月29日付け原規規発第2007292号をもって変更の許可を受けた日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設（以下単に「再処理施設」という。）の低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系（以下「第2低レベル廃棄物貯蔵設備」という。）及びその関連設備である火災防護設備、放射線サーベイ機器、運転予備用ディーゼル発電機等（以下「第2低レベル廃棄物貯蔵設備等」という。）を本廃棄物管理施設と共用するとしている。

Ⅲ 廃棄物管理の事業を適確に遂行するための技術的能力

原子炉等規制法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）は、廃棄物管理事業者が廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

本章においては、廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力の審査結果を記載している。

申請者は、本申請に係る廃棄物管理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力に関して、廃棄物管理施設の設計及び工事並びに運転及び保守のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置に係る方針を示している。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、変更内容が令和2年8月26日付け原規規発第2008261号をもって許可した再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書（以下「既許可申請書」という。）から、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に係る業務を担当する廃棄物管理課を保安組織に追加するとともに、設計及び工事の業務の実施者、技術者数等を本申請時点とするものであり、既許可申請書の審査において確認した方針から変更がないものであることから技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備

本章においては、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等を本廃棄物管理施設と再処理施設とで共用することについて、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることについての審査結果を記載している。

また、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等に係る事業許可基準規則の要求のうち、閉じ込めの機能、火災等による損傷の防止、地震による損傷の防止等に関する規制要求については、同等以上の要求がなされている再処理施設において、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第27号)の要求に適合するものであることが確認されていることを踏まえ、規制委員会は、当該施設の共用に伴い本廃棄物管理施設として個別に基準適合性の確認が必要な以下の項目について審査を行った。

1. 遮蔽等 (第2条関係)
2. 安全機能を有する施設 (第11条関係)
3. 放射線管理施設 (第16条関係)
4. 廃棄施設 (第17条第2項関係)
5. 予備電源 (第18条)

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、事業許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての審査内容は以下のとおり。

1. 遮蔽等 (第2条関係)

第2条の規定は、廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものであること、また、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものであることを要求している。

申請者は、第2低レベル廃棄物貯蔵設備を収納する建屋及び管理区域内での被ばく管理により、本廃棄物管理施設周辺の公衆及び本廃棄物管理施設内の人の受ける線量を十分に低減できる設計ととしている。また、第2低レベル廃棄物貯蔵設備の共用により、本廃棄物管理施設に当該設備が追加されることとなるが、当該設備からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界における線量の増加はわずかであり、本廃棄物管理施設からの放射線による線量結果は、既許可申請書から変更がないとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、必要な遮蔽措置を講じることで、廃棄物管理施設周辺の公衆及び本廃棄物管理施設内の人の受ける線量を十分に低減できる設計としていることを確認した。

2. 安全機能を有する施設（第11条関係）

第11条の規定は、安全機能を有する施設は、安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならないこと、安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならないこと等を要求している。

申請者は、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等について、その健全性を確認するために、検査又は試験ができる設計とするとともに、必要な保守及び修理が可能な設計ととしている。また、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に保管廃棄する放射性廃棄物は、本廃棄物管理施設と再処理施設とで、種類、線量等が同等であり、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に関連する設備を含めて共用した場合に、本廃棄物管理施設の安全性に影響を与えるものではないとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、第2低レベル廃棄物貯蔵設備等について、その健全性を確認するために、検査又は試験並びに保守及び修理が可能な設計とすること、再処理施設との共用によって、本廃棄物管理施設の安全性が損なわれない設計としていることを確認した。

3. 放射線管理施設（第16条関係）

第16条の規定は、放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること等を要求している。

申請者は、第2低レベル廃棄物貯蔵設備に係る作業環境における線量当量率を測定するため再処理施設の放射線サーベイ機器を共用し、監視及び測定するとともに、既許可申請書において共用している再処理施設の通信連絡設備を用いて連絡が可能な設計ととしており、また、管理区域における外部放射線に係る線量当量率を放射線業務従事者が認識できるよう管理区域入口付近に表示する設計ととしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、再処理施設の放射線サーベイ機器を共用し、作業環境の線量当量率を測定ととしていること、また、放射線管理に必要

な情報を表示する設計としていることを確認した。

4. 廃棄施設（第17条第2項関係）

第17条第2項の規定は、廃棄物管理施設に、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けることを要求している。

申請者は、本廃棄物管理施設並びに第2低レベル廃棄物貯蔵設備を共用する再処理施設及び日本原燃株式会社再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設において今後発生が想定される放射性廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保した設計とするとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、第2低レベル廃棄物貯蔵設備を共用する各施設において想定される放射性廃棄物の発生量を考慮しても、十分な貯蔵容量を確保する設計としていることを確認した。

5. 予備電源（第18条関係）

第18条の規定は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならないことを要求している。

申請者は、再処理施設の運転予備用ディーゼル発電機を共用し、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、火災警報設備等に電気を供給するために十分な容量を有する予備電源として用いる設計とするとしている。

規制委員会は、申請者の設計方針が、再処理施設の運転予備用ディーゼル発電機を共用し、火災警報設備等を作動するために十分な容量を有する予備電源として用いる設計としていることを確認した。

V 審査結果

日本原燃株式会社が提出した「再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書」（令和3年4月28日申請、令和4年7月25日補正。）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第2号に適合しているものと認められる。